

平成19年1月29日

企業会計基準委員会 御中

日本ユニシス株式会社
ゼネラルビジネス事業部ビジネス営業部営業二部
リース第二営業所 所長 中村 新一

平成18年12月27日に企業会計基準委員会より公表された
「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」
についてのコメント

貴委員会から平成18年12月27日に企業会計基準委員会より公表された上記公開草案について、下記のとおりコメントを提出いたします。

記

1. 適用時期について

適用時期の延期もしくは猶予期間の設定を強く申し入れます。

(理由)

公開草案では、「平成20年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度より適用する。」となっているが、今回の「所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理の廃止」は、わが国におけるリース取引の実務処理に大きな変更を要するものである。リース会社は小規模会社でも数千~数万件、中・大規模会社では、数十万件以上の契約・資産を管理しており、コンピュータシステムを利用せずには運用できない。そして現在のリース会社のシステムは、リース取引を「賃貸借処理」として取り扱うことを前提とした仕様の上に構築されており、今回の変更はリース業界全体において大幅なシステム改修を要求するものとなる。

システムの改修においては、1)実務指針の詳細な分析・調査、2)概要仕様の確定、3)リース会社との調整、4)仕様の確定、5)設計、6)プログラム構築、7)システムテスト、7)データの変換作業・確認(変換用プログラムの設計・構築を含む)、8)併行本番テスト という工程が必要である。従って、現存している全てのリース会社がこのシステム対応を完了するには、相当な期間が必要と判断する。

2. 適用初年度の取り扱い(貸手)について

適用指針第80項「前項の定めは、リース取引を主たる事業としている企業は適用できない。」の削除を検討していただきたい。

(理由)

適用指針第79項でリース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引の場合、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を認めているが、80項でリース取引を主たる事業としている企業については、79項の適用を認めていない。しかし、平成19年1月19日に閣議決定された「平成19年度税制改正の要綱」においては、平成20年3月31日以前に締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借として取り扱うこととしており、会計と税務で取り扱いに違いが発生することになる。これにより、管理が複雑化するほか、申告調整額の把握が必要など、実務負担が大きくなると予想される。

3. 利息相当額の各期への配分について

基準案11、14項で「利息相当額については、原則としてリース期間中にわたり利息法により配分する。」としているが、定額法による配分を全面的に認めていただきたい。

(理由)

利息法による配分は、借手・貸手ともに実務処理が煩雑化することは明らかであり、また、次にあげる例のようなリース契約については、実務上運用が難しいと判断するため。

- ・ 多種多様な物件をまとめて1契約としてリースしている場合にリース期間中の一部中途解約や諸事情による契約分割発生時の利息の再計算が困難。
- ・ 見積残価を設定している場合や、変額・変則的な回収スケジュールのリース契約の場合に利息法で用いる利子率の算出(設定)が困難。

4. その他

適用指針における次の点の記述を明確化していただきたい。

- (1) 14項 維持管理費用相当額の取り扱いにおいて、「維持管理費用相当額がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合」の判断基準。
- (2) 55項 再リースの処理において、「リース投資資産から振り替えた固定資産については、再リース開始時点の見積再リース期間にわたり減価償却を行う」とあるが、この際に想定している減価償却の方法。
- (3) 75、78項 「この場合、第74(77)項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるとき」の重要性の判断基準。
- (4) 82項 で「通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引及び不動産に係るリース取引」を範囲としているが、この範囲に入らない取引の取り扱い指針。
- (5) 83項 で「取り扱っていない」としている取引の取り扱い指針。

以上